

# 大学共同利用機関法人人間文化研究機構永年勤続者表彰規程

平成17年 3月14日  
規程第95号  
平成18年 3月30日改正  
平成27年 6月 8日改正

## (目的)

第1条 この規程は、人間文化研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）の適用を受ける者（研究教育職員を除く。以下「職員」という。）のうち、就業規則第35条第3号の規定に基づき、人間文化研究機構（以下「機構」という。）職員の永年勤続の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

## (表彰を受ける者)

第2条 永年勤続の表彰（以下「表彰」という。）は、機構の職員であつて、次の各号の一に該当し、かつ勤務成績が良好である者について行う。

- 一 勤労感謝の日において、機構又は人間文化研究機構職員退職手当規程第10条に規定する法人等及び同規程第13条に規定する国等の機関（以下「法人等及び国等の機関」という。）における職員としての在職期間（以下「勤続期間」という。）が20年以上である者
- 二 退職（死亡による退職を含む。以下同じ。）の日において、次のいずれかに該当する者
  - イ 勤続期間が20年以上ある者のうち、前号に該当するものとして表彰を受けていない者
  - ロ 勤続期間が30年以上ある者
- 三 退職の日において、前号ロに掲げる者と同程度の勤続期間を有し、これを表彰すべき特別の事情があると認められる者

## (表彰)

第3条 表彰は、1人の職員について1回とする。ただし、前条第1号に該当する者として表彰された職員が、同条第2号ロ又は第3号に該当することとなった場合は、この限りでない。

- 2 職員が、機構以外の組織が実施する表彰でこの規程に相当すると認められる表彰を既に受けている場合には、前条第1号に該当する者に対して行われた表彰とみなす。

## (表彰状の授与)

第4条 表彰は、機構長が、別紙様式による表彰状を授与することによりこれを行う。

- 2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

## (表彰の日)

第5条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

- 一 第2条第1号に該当する者 勤労感謝の日

二 第2条第2号又は第3号に該当する者 退職の日

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間の計算は、機構の職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数によるものとする。

- 2 第2条の規定による勤続期間には、法人等及び国等の機関における在職期間を通算する。
- 3 機構長の要請に応じ、法人等及び国等の機関に引き続いて勤務した職員が、当該法人等及び国等の機関の職員から引き続いて再び機構の職員となった場合における職員としての在職期間は、第2条第1号の在職期間に通算する。

(除算期間)

第7条 次の各号に掲げる期間は、勤続期間から除算する。

- 一 就業規則第19条第1項第1号の規定に基づく休職の期間（業務上の負傷又は疾病による休職の期間を除く。）は、その月数の2分の1に相当する期間
- 二 就業規則第36条第2項第2号及び第3号に規定による減給又は停職とされた期間

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年3月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。  
(表彰に係る経過措置)
- 2 この規程の適用日において、機構の職員である者に対する平成16年3月31日以前に行われた機関の長による永年勤続の表彰は、第2条第1号に該当する者に対して行なわれた表彰とみなす。

(人事交流者の取扱い)

- 3 法人等及び国等の機関から人事交流により採用された職員のうち、当該機関に復帰することが予定されている者への本規程の適用は、人事交流の相手方となる法人等及び国等の機関との協議により行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年3月20日から施行する。
- 2 平成16年4月1日以降に人間文化研究機構職員任免規程第7条の規定により機構本部に採用された職員に授与する表彰状は、別紙様式中「にわたり」を「人間文化研究機構に勤務し」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月8日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

（第2条第1号に該当する場合）

表彰状

あなたは永年にわたり職務に精励されました  
よってここに表彰します

平成 年十一月二十三日

人間文化研究機構長

殿

（第2条第2号又は第3号に該当する場合）

表彰状

あなたは永年にわたり職務に精励されました  
このたび退職されるにあたりその功労を表彰します

平成 年 月 日

人間文化研究機構長

殿